

静かな空を
もとめて

昭島支部だより

第2次新横田基地公害訴訟
昭島支部 12月15日 第13号
発行責任者 永川勝則
編集責任者 奥村 博

国は具体的なかつ詳細な反論を早期に提出すべき

進行協議で訴訟進行についての意見書提出

12月11日、東京地裁立川支部507号、裁判上必要な問題について当事者
法廷において、進行協議が行われまし 双方を呼んで、事前に整理するという
た。これは民事訴訟規則により口頭弁 手続きです。法廷が狭いため多くの原
論（いわゆる法廷での裁判）以外で、 告が入れませんでした。注目している
事件の争点整理、争点と証拠の関係な とのアピールは出来ました。

法廷には12名の弁護士、 は防音工事の調査があると
6名の原告が入り、12名の 主張しました。求めている
原告は外で待機でした。

原告の弁護士から提出し 国側の主張スケジュール提
た立証計画の意見書に沿っ 示は、関係省庁も多く2カ
て説明があり、なおかつ裁 月スパンは厳しく約束でき
判長が求めている地図コン ないと回答し、裁判長から
ター図と原告居住地を記し 国側は早く主張を出すよう
たサンプルも示しました。

意見書に対して国側は主 横田基地騒音訴訟は大き
張できるものは順次早期に く分けて3度目であり、論
示していくが、丁寧な準備 点はほぼ出尽くしています。

により多くを主張すること 現在も嘉手納、普天間、小
は難しく、時間がかかるこ 松、厚木、岩国で同様の訴
とを了解してほしい。次回 訟が進行しており、争点も
弁論期日までに騒音につい 共通しています。国の態度
ての反論は出すと回答しま は訴訟を遅らせて原告、住
した。 民を疲れさせることを待つて
いるような姿勢です。

居住の事実確認について 裁判長に対して一日も早
は、原告側は住民票での確 く原告ら住民の負担を取り
認を双方が受け入れれば済 除くよう早期に進行される
むと主張しましたが、国側 よう主張し終了しました。

12.8三多摩大集会で署名行動



**署名集
約数!
1300
筆**

全国基地爆音訴訟 原告団連絡会議 第3回総会



全国基地爆音訴訟原
告団連絡会議第3回総
会が、石川県小松市で
11月23・24日開かれ、
大野団長、支部事務局
長奥村、山本哲子弁護
士らが出席しました。
交流会での騒音力レ
ンダーの取組みなど情
報交換が出来たことや、
記念講演では、基地騒
音健康被害調査で判明
した事実を聞くなど意
義ある総会でした。

多くの皆さんの力が集まった、憲法改悪阻止！安倍政権の暴走ストップ！12・8三多摩大集会(井の頭公園)には4000名が参加しました。秘密保護法撤廃、オスプレイ配備反対など、私たちの要求を思いを鮮明に打ち出す集会として大きく成功しました。
昭島支部も参加した「オスプレイの横田基地配備計画撤回と飛来計画断念」署名を訴える行動では、556筆の署名を集めることができました。

次回弁論は、2014年2月12日(水)午前11時より